

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市大字南荻島字戸井一〇四八番五地先から 同市大字大房字沼田六八九番四地先まで</p>	<p>越谷市大字大房字沼田六六五番一地先から 同市大字大房字沼田六八九番四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二五・〇〇〇 四三・〇〇〇</p>	<p>二五・〇〇〇 二五・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一、四八二・〇〇〇</p>	<p>一二二・〇〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>